

履行価値による引当金の測定

赤塚尚之

Naoyuki Akatsuka

滋賀大学 経済学部 / 准教授

I はじめに

1.1 問題意識

本稿は、IAS第37号「引当金、偶発負債、および偶発資産」の適用対象である引当金の測定について、IASBが2018年に公表した「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下、「2018年概念フレームワーク」）が提示する負債の測定基礎¹⁾である「履行価値」の適用を試みるものである。

履行価値の適用については、IAS第37号の明確化とそれによる実務の多様化の解消といった、看過することができない利点が認められる。しかし、現実の基準設定(引当金プロジェクト)においては、利点よりも難点のほうが上回るとして(赤塚 2020b, 表 2.3を参照)、検討対象とされなかった(IASB 2020b, par. 22)。そこで、履行価値による引当金の測定については、現実の基準設定とは別に検討を行うことにより、詳らかにする必要がある²⁾。

1.2 構成と概要

本稿は、まず、2018年概念フレームワークにおける記述に基づき、履行価値の特性を整理する(Ⅱ節)。次に、引当金の測定基礎として履行価値が適合的であること(さらに踏み込んで、その他の測定基礎は引当金の測定基礎として適合的ではないこと)を明らかにする。そして、履行価値の適用が、現行IAS第37号が提示する測定原則の「変更」ではなく、「明確化」に該当すると解されることを明らかにする(Ⅲ節)。

また、履行価値は、「キャッシュフローを基礎とした測定技法」を用いて、間接的に算定する必要がある。そこで、引当金の履行価値の算定に要する諸要素の取扱いについて、まず、2018年概念フ

¹⁾ 測定基礎(measurement basis)とは、測定対象となる項目について識別された特性をいう(IASB 2018, par. 6.1)。

²⁾ なお、引当金プロジェクトは、プロジェクトの検討対象とはしなかったものの、履行価値の適用を前提とした測定原則と測定規定の試案(IASB 2020c, Appendix B)を作成している(補遺を参照)。

フレームワークによる記述に即した取扱いを導出する(IV節)。本稿は、これを「原則的な」取扱いと位置づける。次に、原則的な取扱いを修正(「修正測定基礎」の適用をつうじて諸要素の取扱いをカスタマイズ)する可能性を検討する(V節)。修正測定基礎の適用をつうじたカスタマイズは、現実の基準設定において生じるであろう利害関係者の疑問や懸念を解消し、履行価値による引当金の測定の実行可能性を担保することに資する。

最後に、検討結果を要約したうえで、履行価値を適用することの利点を、現行IAS第37号との対比をつうじて明らかにする。そして、拡大検討を要する課題を提示する(VI節)。

II 履行価値とは

2.1 負債の測定基礎

2018年概念フレームワークが提示する負債の測定基礎は、表1のとおり分類・整理することができる³⁾。

まず、測定基礎は、歴史的な原価(historical cost)と現在の価値(current value)に大別される。そし

て、現在原価(current cost)、公正価値(fair value)、および履行価値(fulfilment value)が、現在の価値に該当する。現在の価値による測定額は、測定日の状況を反映すべく更新された情報を用いることから、過去の測定日以降におけるキャッシュフローの見積りの変動と、現在の価値に反映されるその他の諸要因の変動を反映する(IASB 2018, pars. 6.10 and BC6.23)。

また、測定基礎は、事業活動に対するインプット原価の情報を提供する入口価値(entry value)であるか、それとも事業活動から生じるアウトプット原価の情報を提供する出口価値(exit value)であるかによっても、分類することができる⁴⁾。そして、歴史的な原価と現在原価が入口価値に、公正価値と履行価値が出口価値に該当する。

2.2 履行価値の特性

2018年概念フレームワークにおける記述より、履行価値は、次の特性を有するといえる(IASB 2018, pars. 6.17-6.19, 6.20, 6.38, 6.39, and BC6.14)。

表1 負債の測定基礎

歴史的な原価		入口価値	負債の発生または引受けによって受け取った対価の当初の価値から、取引コストを控除したもの
現在の価値	現在原価	入口価値	測定日における同等の負債の受取対価の予想額から、同日に生じるであろう取引コストを控除したもの
	公正価値	出口価値	測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、負債を移転するために支払うであろう価格*
	履行価値		負債を履行することによって移転することが求められると予想される現金その他の経済的資源の現在価値

*原文より、負債に関する記述を抜粋。

(IASB 2018, pars. 6.12, 6.17, 6.21, and BC6.19をもとに筆者作成)

3) ちなみに、歴史的な原価、現在の価値、現在原価、公正価値、および履行価値は、いずれも2018年概念フレームワークによって定義された用語ではない(IASB 2018, Appendixを参照)。

4) 本稿において、かかる分類は有益である。しかし、2018年概念フレームワークは、同一市場において入口価値と出口価値には差異がほとんどなく、基準レベルで測定基礎を適用するための有益な分類とはならないとして、かかる分類を採用しなかった(IASB 2018, par. BC6.14)。

- ・履行価値は、出口価値である。
- ・履行価値は、負債を履行するために要する見積キャッシュアウトフローの現在価値情報を提供する。したがって、企業自身が履行することを予定している負債の履行価値は、予測価値を有する⁵⁾。
- ・履行価値の見積額の更新は、過去の見積りに対するフィードバックを提供することから、将来キャッシュフローの金額、時期、および不確実性の見積りと相俟って、確認価値を有する⁶⁾。
- ・負債を履行することによって移転することが求められると予想される「現金その他の経済的資源」の額には、相手方に移転する金額(負

債相当額)に加えて、負債を履行可能な状態とするために相手方以外の他者に移転を要する金額を含む。

- ・履行価値は、将来キャッシュアウトフローを基礎とするため、負債の引受けに際し発生する取引コストを反映しない。なお、負債の履行に際し発生すると予想される取引コストの現在価値は、企業が発生すると予想するならば、履行価値に反映する。

また、履行価値が財政状態計算書および財務業績計算書において提供する情報は、表2のとおりである。

表2 履行価値が提供する情報

財政状態計算書における簿価		負債の未履行部分を履行する際に生じる将来キャッシュフローの現在価値(履行または移転に際し生じる取引コストの現在価値を含む)
財務業績計算書	当初認識*	①負債の受取対価と履行価値との差額 ②負債の発生または引受けに際し生じた取引コスト
	負債の履行	①履行した負債の履行価値と同額の収益 ②負債の履行に要した費用 ※①と②は、純額表示または総額表示のいずれも可 ※総額表示の場合、当初の受取対価を別建表示することもできる
	負債の移転	①移転した負債の履行価値と同額の収益 ②負債の移転に要した費用(取引コストを含む) ※①と②は、純額表示または総額表示のいずれも可
	利息費用	履行価値の変動によって生じる収益および費用に反映される(別個に識別することもできる)
	不利にする事象の影響	履行価値の変動によって生じる収益および費用に反映される(別個に識別することもできる)
	価値の変動	履行価値の変動によって生じる収益および費用に反映される

*市場条件に基づくことなく負債が生じたかまたは負債を引き受けた場合、当初認識において収益または費用が生じる可能性がある。

(IASB 2018, Table 6.1をもとに筆者作成)

5) 財務情報は、将来の結果を予測するプロセスのインプットとして情報利用者が用いる場合、予測価値(predictive value)を有する(IASB 2018, par. 2.8)。なお、予測価値を有する情報は、確認価値(注6を参照)もあわせもつことが多い(IASB 2018, par. 2.10)。

6) 財務情報は、過去の評価に対するフィードバックを提供する場合、確認価値(confirmatory value)を有する(IASB 2018, par. 2.9)。

2.3 履行価値の算定

履行価値は、直接観察することができず、「キャッシュフローを基礎とした測定技法」⁷⁾を用いて、間接的に算定する必要がある。履行価値は、企業に固有の観点から、公正価値を間接的に算定する際に用いる諸要素と同じ諸要素を反映することによって算定する⁸⁾。具体的には、次の諸要素を反映する⁹⁾。(b)および(d)には、自己の信用リスク¹⁰⁾を反映する(IASB 2018, pars. 6.14, 6.15, and 6.20)。

- (a) 将来キャッシュアウトフローの見積り
- (b) キャッシュアウトフローに固有の不確実性に起因する将来キャッシュアウトフローの見積額または時期の変動可能性
- (c) 貨幣の時間的価値
- (d) キャッシュアウトフローに固有の不確実性を受忍するために要する価格(リスクプレミアムまたはリスクディスカウント)

以上より、履行価値は、さらに次の特性を有する(IASB 2018, pars. 6.72, 6.74, BC6.26, and BC6.27)。

- ・市場参加者の観点ではなく、企業に固有の観点を反映して算定することから、同種の負債の履行価値は、企業間で相違する。したがって、とくにキャッシュフローに対して同様の貢献を有する同種の負債の測定額について、比較可能性は担保されない。
- ・用いる技法にもよるが、インプットが主観的となり、インプットとプロセス自体の妥当性を検証することが困難となる。これにより、同種

の負債の測定額が相違しうることから、比較可能性は担保されない。

- ・リスクプレミアムは、不確実性の水準が異なる項目の経済的な差異を明確にする。したがって、リスクプレミアムを反映する履行価値は、目的適合性を有する情報を提供する。

また、2018年概念フレームワークは、より目的適合的であり、より低コストであり、より理解可能性が高い情報を提供すべく、「キャッシュフローを基礎とした測定技法」のカスタマイズをつうじた「修正測定基礎(modified measurement basis)」の適用を認めている。そして、2018年概念フレームワークは、履行価値の算定に際し、自己の信用リスクを反映しないことを、カスタマイズの具体例として挙げている(IASB 2018, par. 6.92)。

III 履行価値の適用

3.1 履行価値を適用する根拠

3.1.1 IAS第37号の適用対象となる項目が有する特性との適合性

2018年概念フレームワークは、個々の基準の適用対象となる項目にとって最適な測定基礎を選択すること(混合測定)を前提としている(IASB 2018, par. 6.2)。したがって、引当金の測定基礎は、IAS第37号の適用対象となる項目が有する特性を決定要因として選択すればよいであろう。

IAS第37号の適用対象となる項目は、総じて次の特性を有する。

7)「キャッシュフローを基礎とした測定技法」は、測定基礎そのものではない(IASB 2018, par. 6.91)。

8) 公正価値は、活発な市場を直接観察することによって算定できる場合もある(IASB 2018, par. 6.14)。

9) 公正価値については、市場参加者が反映する場合には流動性等その他の要因も反映することとされる(IASB 2018, par. 6.14(c))。

10) 自己の信用リスク(own credit risk)とは、企業が自身の負債を履行しない可能性をいう(IASB 2018, par. 6.15)。

- (a) 不確実性(存在の不確実性、結果の不確実性、測定の不確実性¹¹⁾) のひとつまたは複数¹²⁾を有する¹³⁾ 14)
- (b) 製品保証を除いて、非交換取引によって生じる(対価を受け取ることがない)。
- (c) 製品保証も含めて、観察可能ないかなる取引価格も有しない¹⁵⁾。
- (d) 直接的にキャッシュアウトフローを創出する。
- (e) 企業自身が履行することによって決済される。

これらのうち、(e) の特性に着目すれば、履行価値が引当金にとって最適な測定基礎となる。

なお、企業は、経済的資源を受け取る権利を有する相手方に経済的資源を移転する義務を履行する代わりに、例えば、次の決定を行う可能性がある(IASB 2018, par. 4.40)。

- ・義務から解放されるよう交渉を行い、決済する。
- ・第三者に義務を移転する。
- ・新規に取引を行い、経済的資源を移転する義務を他の義務に置き換える。

もっとも、報告期間の終了日において上記いづれかの決定がより合理的に実行可能であれば、企業は、すでにそのように決定し、義務は存在しないはずである。したがって、報告期間の終了日に企業自身が履行することを予定している義務が存在す

るならば、素直に (e) を前提として履行価値を選択すればよいであろう。

また、(a) および(c) の特性について、測定の不確実性の水準が高いことを理由として、目的適合性を有する情報を提供する測定基礎を選択することが妨げられるわけではない(IASB 2018, par. 6.60)。したがって、IAS第37号の適用対象となる項目が測定の不確実性を有することは、履行価値の選択を妨げる要因とはならない。

さらに、履行価値は、現在の価値であり、かつ、出口価値であるから、(b) および (d) の特性と適合的である¹⁶⁾。

3.1.2 他の測定基礎の適合性

上記(e) の特性に着目すれば、引当金の測定基礎を端的に選択することができる¹⁷⁾。もっとも、それでは、履行価値以外の測定基礎を選択する余地が残される。そこで、引当金の測定基礎として履行価値以外の測定基礎を選択する余地があるのか、確認する。

まず、歴史的原価は、次の理由により、引当金の測定基礎として適合しない。

- ・IAS第37号の適用対象となる項目は、直接的にキャッシュアウトフローを創出する(注16を参照)。
- ・歴史的原価による測定額は、市場条件に基づかない取引によって負債が発生した場合、

11) 存在の不確実性 (existence uncertainty) とは、資産または負債の存在に関する不確実性をいう。また、結果の不確実性 (outcome uncertainty) とは、資産または負債から生じであろう経済的便益の流入または流出の金額または時期に関する不確実性をいう。さらに、測定の不確実性 (measurement uncertainty) とは、財務報告書に記載すべき金額を直接観察することができず、見積りを要することによって生じる不確実性をいう (IASB 2018, Appendix)。

12) IAS第37号は、偶発負債について、定義上、いずれかひとつの不確実性を有することしか想定していない (注14を参照)。しかし、訴訟は、同時に複数の不確実性を有する可能性がある。例えば、事実認定について争いがある場合、裁判所が判決を言い渡すまで、被告側に賠償金の支払義務が存在

するか不確実な場合がある (存在の不確実性)。加えて、裁判所が判決を言い渡すまで、賠償額の支払時期や支払額は確定しない (結果の不確実性) (IASB 2013, par. 2.32 (g))。さらに、裁判所が判決を言い渡すまで、賠償額は確定しないから、見積りを要する (測定の不確実性)。

13) IAS第37号は、引当金を「時期または金額に不確実性を有する負債」と定義している (IAS 37, par. 10)。つまり、引当金は、端的に言えば、「結果の不確実性」を有する負債である。

14) IAS第37号は、偶発負債を次のとおり定義している (IAS 37, par. 10)。

(a) 過去の事象の結果として生じ、その存在が企業の管理下でないひとつまたは複数の将来事象の発生または不発生によってのみ確認される潜在的な義務、または

忠実な表現を提供しない (IASB 2018, pars. 6.80 and 6.81)。

- ・IAS第37号の適用対象となる項目は、製品保証を除き、非交換取引によって生じることから、対価を受け取ることがない。また、IAS第37号の適用対象となる製品保証は、観察可能ないかなる取引価格も有しない。したがって、入口価値は、引当金の測定基礎として適合しない¹⁸⁾。

また、現在原価は、現在の価値であることという、履行価値と共通する特性を有するものの、入口価値であることから、歴史的な原価と同様、引当金の測定基礎として適合しない。

さらに、公正価値は、次の理由により、履行価値に代わる引当金の第一義的な測定基礎として適合しない。

- ・「第三者への移転」を想定する公正価値は、「企業自身による履行」を前提とする引当金の測定基礎として適合しない。
- ・企業が自ら負債を履行する意思を有するのであれば、公正価値の変動情報は、予測価値と確認価値を有するとはいえない (IASB 2018, par. 6.53)。

また、2018年概念フレームワークは、測定の不確実性の水準が忠実な表現を提供できなくなるほ

どに高くなれば、目的適合性を有する「別の」測定基礎を選択する必要があるとしている (IASB 2018, par. 6.60)。そこで、履行価値による測定の不確実性の水準が高くなる場合、履行価値と共通する複数の特性 (現在の価値であることと、出口価値であること) を有する公正価値を、次善の測定基礎とすることが考えられる。これについて、引当金の測定基礎として公正価値を適用する場合、履行価値を適用する場合と同様、「キャッシュフローを基礎とした測定技法」を用いて、公正価値を間接的に算定する必要がある。つまり、履行価値と公正価値の測定の不確実性の水準は、同等といってよい。したがって、公正価値は、履行価値に代わる次善の測定基礎とはならない。

以上、履行価値以外の測定基礎は、引当金の測定基礎として適合しないことが確認された。

3.2 履行価値を適用することの影響

3.2.1 現行IAS第37号が提示する測定原則との関係

IAS第37号パラグラフ36は、「報告期間の終了日において、現在の義務を決済するために要する支出額の最善の見積り」(IAS 37, par. 36)によって引当金を測定するという測定原則を提示している。そして、パラグラフ36は、履行価値の適用を示唆するとされる (IASB 2020c, par. 3.34)。つまり、パラグラフ36にいう「決済」は、「履行」を意味する

(b) 過去の事象の結果として生じた現在の義務ではあるものの、次のいずれかの理由によって認識されなかったもの

- (i) 義務の決済に要する経済的便益を意味する資源が流出する蓋然性が高くないこと
- (ii) 十分な信頼性をもって義務額を測定できないこと

「(a)」に分類される偶発負債は、端的にいえば、「存在の不確実性」を有することから負債の定義 (現在の義務であること) を充足せず、引当金として認識することが認められない項目である。また、「(b)(ii)」に分類される偶発負債は、端的にいえば、負債の定義を充足するものの、「測定の不確実性」が高いことから引当金として認識することが認められない項目である。

15) IAS第37号の適用対象となる製品保証は、IFRS第15号

「顧客との契約によって生じる収益」をつうじて、顧客が当該保証を分離して購入するオプションを有しないものに限定される (IFRS 15, par. B30)。したがって、IAS第37号の適用対象となる製品保証は、交換取引によって生じるにもかかわらず、観察可能な取引価格を有しない (IASB 2015a, par. 2.19)。

16) 現在の価値は、直接的にキャッシュフローを創出する項目について目的適合性が高い情報を提供する測定基礎となるとされる (IASB 2018, par. 6.56)。

17) もちろん、測定基礎は、必ずしも常にひとつの要因によって選択されるわけではない。

18) 現行IAS第37号が提示する測定原則(3.2.1を参照)は、出口価値による測定を前提としているといってよい。

ということである。そうすると、履行価値の適用は、測定原則の「明確化」に該当するといえる。

その一方で、IAS第37号パラグラフ37は、パラグラフ36にいう「現在の義務を決済するために要する支出額の最善の見積り」とは、「報告期間の終了日において、義務を決済するかまたは第三者に移転するために要する合理的な支払額」(IAS 37, par. 37) であるとしている。そして、パラグラフ37は、具体的な決済の手法として「第三者への移転」を明記している¹⁹⁾。そうすると、「第三者への移転」を想定しない履行価値の適用は、測定原則の「変更」に該当するといえる。

履行価値の適用が測定原則の「明確化」と「変更」のいずれに該当すると解すべきかについては、負債プロジェクトにおける測定原則の検討に注目すればよいであろう²⁰⁾。IAS第37号の測定規定に関する再公開草案「IAS第37号における負債の測定」(2010年1月公表)と、IAS第37号に代わる新規のIFRSを作成することを前提とした作業草案「負債」(2010年2月公表)が提示する測定原則は、「報告期間の終了日において現在の義務から解放されるために要する合理的な支払額」によって負債を測定することとしたうえで、第一義的に「義務を履行するために要する資源の現在価値」を用いることを前提としている²¹⁾。そして、これは、あくまでも、現行IAS第37号が提示する測定原則を明確化したものとされる (IASB 2010a, par. BC10)。そうすると、企業自身による義務の履行を前提とする新たな測定原則は、現行IAS第37号が提示する測定原則を明確化したものと解することができる。

3.2.2 採るべき決済概念

IAS第37号が提示する測定原則にいう「決済」という文言に関して、いかなる時点における「決済」を想定すべきかについて、次の2つの見解(「決済概念 (settlement notion)」という) が識別されている (IASB 2006, pars. 1 and 3)。

- ・最終的な決済概念
(ultimate settlement notion)
- ・現時点における決済概念
(current settlement notion)

「最終的な決済概念」は、将来、企業が実際に義務を決済することを前提とするものである。そこで、「最終的な決済概念」を採る場合、企業が実際に義務を決済する際に要するであろう支払額(単一原価)との親和性が高い最頻値を用いて²²⁾、キャッシュアウトフローを見積もる。他方、「現時点における決済概念」は、各報告期間の終了日に企業が義務を決済することを仮定するものである。そこで、「現時点における決済概念」を採る場合、各報告期間の終了日に企業が義務を決済すれば要するであろう支払額(加重平均価値)との親和性が高い期待値を用いて²³⁾、キャッシュアウトフローを見積もる(企業会計基準委員会 2009, 61-64項)。このように、決済概念は、将来キャッシュアウトフローの見積りに影響を及ぼす重要な概念である。

ここでIAS第37号が提示する測定原則は、「報告期間の終了日において、現在の義務を決済するために要する支出額の最善の見積り」(IAS 37, par. 36)(傍点筆者)としている。また、測定原則にいう「最善の見積り」は、「報告期間の終了日にお

19) 引当金プロジェクトによる試案は、パラグラフ37を削除している(補遺を参照)。

20) 詳細は、赤塚(2020b, pp. 236-253)を参照。

21) 「報告期間の終了日において現在の義務から解放されるために要する合理的な支払額」は、次の3つの額の最小額である (IASB 2010a, par. 36B; IASB 2010b, par. 36B)。

(a) 義務を履行するために要する資源の現在価値

(b) 義務を取り消すために要する支払額

(c) 義務を第三者に移転するために要する支払額

報告期間の終了日において、企業自身が義務を履行することよりも、義務を取り消すかまたは第三者に移転することがより合理的な状況にあるならば、企業は、すでにそのように行動して義務から解放されているはずである。したがって、報告期間の終了日に義務が存在するという事は、事実上、(a)を用い

いて、義務を決済するかまたは第三者に移転するために要する合理的な支払額」(IAS 37, par. 37) (傍点筆者)である。したがって、IAS第37号は、「現時点における決済概念」を採用と解すべきである。

なお、2018年概念フレームワークによる「負債を履行することによって移転することが求められると予想される現金その他の経済的資源の現在価値」(IASB 2018, par. 6.17)という記述からは、採るべき決済概念が自明ではない。これについて、履行価値の適用が測定原則の明確化に該当するのであれば、履行価値の適用に伴い採るべき決済概念が変更されることはないはずである。したがって、履行価値を適用した測定原則も、「現時点における決済概念」を採用と解すべきである。

IV 履行価値の算定に要する諸要素の原則的な取扱い

履行価値は、「キャッシュフローを基礎とした測定技法」を用いて、間接的に算定する。そこで、履行価値の算定に要する諸要素の取扱いを決定する必要がある。本節は、次の7つの要素について、2018年概念フレームワークに即した原則的な取扱いを検討する。

- ・ 将来キャッシュアウトフローの見積り
- ・ 貨幣の時間的価値
- ・ リスク調整
- ・ 自己の信用リスク
- ・ 第三者への支払額(相手方に支払いを行うことによって履行する義務)
- ・ 将来事象

るべきこととなる(IASB 2010a, par. BC11)。

22 最頻値は、資産または負債によって生じる最も起こりうる単一の最終的なインフローまたはアウトフロー (IASB 2018, par. 6.93(c))である。

23 期待値は、資産または負債によって生じる現金その他の経済的便益の最終的な流入または流出を予測することを目的としない(IASB 2018, par. 6.93(a))。

- ・ 利益額(用役を提供することによって履行する義務)

4.1 将来キャッシュアウトフローの見積り

履行価値を適用する測定原則が「現時点における決済概念」を採用と解すれば(3.2.2を参照)、将来キャッシュアウトフローの見積りには、「現時点における決済概念」との親和性が高い期待値を用いることが、原則的な取扱いとなる。

4.2 貨幣の時間的価値

貨幣の時間的価値を反映するためには、現在価値計算を行う必要がある。現在価値計算の適用は、履行価値が「負債を履行することによって移転することが求められると予想される現金その他の経済的資源の現在価値」(IASB 2018 par. 6.17)(傍点筆者)であることと整合的である。

なお、現在の価値は、測定日における状況を反映すべく、更新された情報を用いる。そこで、引当金の簿価は、各報告期間の終了日における「負債を履行することによって移転することが求められると予想される現金その他の経済的資源の現在価値」となるよう毎期見直しを行い、修正する必要がある。具体的には、キャッシュアウトフロー、利率、およびリスクの変動を反映することにより、引当金の簿価を修正する。つまり、事後測定においては、最新の利率を用いて現在価値計算を行う。

4.3 リスク調整

「中心点の見積り」²⁴⁾は、最終的な結果と相違する不確実性を受忍するために要する価格を反映しない(IASB 2018, par. 6.94)。したがって、キャッ

24)「2018年概念フレームワーク」は、中心点の見積り(central estimate)として、最頻値(注22)、期待値(注23)、および50%超の確率で生じうる最大額を挙げている(IASB 2018, par. 6.93)。「50%超の確率で生じうる最大額(maximum amount that is more likely than not to occur)」は、厳密に言えば累積確率が50%ちょうどとなる結果が2つ存在する場合に相違するものの、それを除けば中央値と同義といえる。詳細については、赤塚(2014, pp. 69 and 70)を参照。

シュフローに固有の不確実性を受忍するために要する価格を反映することを目的として、リスク調整が必要となる。そうすると、期待値による見積りを行う場合であっても、リスク調整を行うことが、原則的な取扱いとなる。

4.4 自己の信用リスク

キャッシュアウトフローに固有の不確実性に起因する将来キャッシュアウトフローの見積額または時期の変動可能性と、キャッシュアウトフローに固有の不確実性を受忍するために要する価格には、自己の信用リスクを反映する (IASB 2018, pars. 6.14 and 6.15)。したがって、履行価値の算定に際し、自己の信用リスクを反映することが、原則的な取扱いとなる。また、2018年概念フレームワークは、履行価値の算定に際し、自己の信用リスクを反映しないことを、カスタマイズの具体例として挙げている (IASB 2018, par. 6.92)。これは、履行価値に自己の信用リスクを反映することが原則的な取扱いとなることを示唆するものである。

なお、事後測定においては、測定日における状況を反映すべく(4.2を参照)、自己の信用リスクの変動を反映することが、原則的な取扱いとなる。ここで、自己の信用リスクに起因する履行価値の変動額を純損益として認識すると、企業の信用状況が悪化することにより負債額が減少することに伴い、評価益(利得)が生じるという「パラドクス」が生じる。そこで、「パラドクス」を回避すべく、当該変動額をその他の包括利益として認識することが考えられる。かかる取扱いは、適用対象となる項目と測定基礎が相違するものの、IFRS第9号「金融商品」による「純損益をつうじた公正価値による測

定(FVTPL)を指定した(金融)負債」の自己の信用リスクに起因する公正価値の変動額の取扱いと整合的である(IFRS 9, par. 5.7.7)。

また、自己の信用リスクに起因する履行価値の変動額をその他の包括利益として認識した場合、リサイクリング(純損益への振替え)を行うべきかが問題となる。これについて、IFRS第9号は、自己の信用リスクに起因する公正価値の変動額をその他の包括利益として認識した後のリサイクリングを認めていない(IFRS 9, par. B5.7.9)。したがって、リサイクリングを認めないことが、基準間の整合性に照らした方策となるであろう。

4.5 第三者への支払額(相手方に支払いを行うことによって履行する義務)

2018年概念フレームワークは、「負債を履行することによって移転することが求められると予想される現金その他の経済的資源の額は、相手方に移転する金額(負債相当額)に加えて、負債を履行可能な状態とするために相手方以外の他者に移転を要する金額を含む。」(IASB 2018, par. 6.17)(傍点筆者)こととしている。

したがって、相手方に支払いを行うことによって履行する義務の測定額には、法的費用等の第三者への支払額を加算する²⁵⁾。

4.6 将来事象

現行IAS第37号は、義務の決済に要する支出額に影響を及ぼしうる将来事象について、その発生に関する「十分な客観的証拠」が存在することを条件として、引当金の測定額に反映することとしている (IAS 37, par. 48)。これに対し、負債プロ

²⁵⁾ 引当金プロジェクト(2019年4月時点)は、かかる取扱いを明確にしている (IASB 2019, p. 9)。

ジェクトは、将来キャッシュアウトフローの見積りに期待値を用いる期待現在価値法を一律に適用することとの関係から、すべての重要性を有する結果を勘案することが合理的であるとして、将来事象の反映に際し「十分な客観的証拠」の存在を問わないこととした (IASB 2010a, pars. B12, B13, and BC28; IASB 2010b, pars. B12 and B13)。

これについて、将来キャッシュアウトフローの見積りに期待値を用いることが原則的な取扱いとなるのであれば、「十分な客観的証拠」の存在を問わないこととすべきである。

4.7 利益額 (用役を提供することによって履行する義務)

用役を提供することによって履行する義務について、外部の請負業者に用役提供を委託することによって義務を履行する場合、請負業者の請求価格 (請負業者の利益額を含む) が、企業にとっての履行原価となる。この場合、請負業者の請求価格を測定額としても、利益額の取扱いは問題にならない。

他方、企業自身が用役を提供することによって義務を履行する場合、原価をもって測定するか、それとも原価に利益額を加算した価値をもって測定すべきかが問題となる。これについて、負債を履行することによって移転することが求められると予想される現金その他の経済的資源の「価値」という履行価値との整合性を重視すれば、義務の履行に伴い犠牲となる資源の「価値」を反映すべきである (IASB 2010a, par. BC21 (d))。そうすると、利益額を加算することが²⁶⁾、原則的な取扱いとなる。

26) 負債プロジェクトは、用役を提供することによって履行する義務について、市場が存在しない場合、自身が他者に代わり将来に用役を提供することを引き受けるに際し要求する価格によって義務を測定するとしうえて、当該価格には他者に代わり用役を提供することにより生じると予想される原価に自身の利益額を加算することとしている (IASB 2010a, par. B8; IASB 2010b, par. B8)。

V 修正測定基礎の適用： 履行価値の算定に要する諸要素の カスタマイズ

5.1 単一の義務にかかる将来キャッシュアウト フローの見積り

負債プロジェクトにおける利害関係者の意見と、いわゆる4大会計事務所が刊行する「実務書」における記述 (赤塚 2020b, 表2.4および表補1.1を参照) をふまえると、例えば、次の状況において、単一の義務にかかる将来キャッシュアウトフローの見積りに最頻値を用いることが考えられる²⁷⁾。

- ・生じしうる結果が少ない (例えば2つしかない) 場合
- ・1度限りの (one-off) 訴訟のケース
- ・生じしうる結果とその確率に関する証拠が十分ではない場合
- ・ある結果の生起確率が、他の (複数の) 結果の生起確率と比べて、圧倒的に高い場合
- ・生起確率がわずかに変化するだけで、見積額が大きく変動する場合 (生起確率は極めて低いものの、将来キャッシュアウトフローが大きいシナリオが含まれる場合)

また、最頻値と期待値は、正規分布において等しくなる。そこで、次の場合、正規分布を仮定し、コストベネフィットに照らした期待値の代替値として、最頻値を用いることも考えられる (IASB 2010c, par. 3.3.19 (b) (c))。

- ・正規分布を仮定することに対する説得的な反証がない場合
- ・確率分布が不明である場合

27) 最頻値は、例えば、次の状況において適合的である (赤塚 2014, p. 76を参照)。

- ・測定額の精度の尺度を、実際発生額との相違 (履行に伴う損益) が生じる確率に求める場合
- ・外れ値に重要性が認められない場合や、外れ値が算定不能である場合
- ・正規分布の場合

- ・起こりうる結果が極めて多様であり、個々の結果について生起確率を算定することが極めて困難である場合

なお、決済概念に変更がないとすれば、基準上、あくまでも「現時点における決済概念」を前提としたうえで、特定の状況において最頻値の使用を認めることとなる。

5.2 リスク調整

次の理由により、リスク調整を行わないことが考えられる。

- ・基準上、リスク調整の具体的な手法を策定することは、困難である²⁸⁾。
- ・非交換取引によって生じた負債を履行価値によって測定すると、リスクプレミアムを含む費用が認識され、その後、企業がリスクから解放されるにつれて負債額が減少するとともに収益が認識されるという現象を、情報利用者が「直観に反する」と捉える可能性がある (IASB 2015b, par. 6.25)。

5.3 自己の信用リスク

次の理由により、自己の信用リスクを当初から反映しないことが考えられる。

- ・自己の信用リスクを反映することについては、かねてより反対意見が根強い (IASB 2009, pars. 48-61)。
- ・IAS第37号は、現在価値計算を行うに際し、「負債に固有のリスク」を反映した税引前の

利率を用いることとしている (IAS 37, par. 47)。これについて、実務上、自己の信用リスクは、「負債に固有のリスク」ではなく、「企業に固有のリスク」に該当すると解される (IFRS-IC 2011, p. 4)。つまり、実務上、自己の信用リスクは反映されないということである。

- ・非交換取引によって生じた負債を履行価値によって測定すると、リスクプレミアムを含む費用が認識され、その後、企業がリスクから解放されるにつれて負債額が減少するとともに収益が認識されるという現象を、情報利用者が「直観に反する」と捉える可能性がある (IASB 2015b, par. 6.36)。

- ・2018年概念フレームワークは、履行価値の算定に際し自己の信用リスクを反映しないことを、修正測定基礎の適用例として明示している (IASB 2018, par. 6.92)。
- ・IFRS第17号「保険契約」は、履行キャッシュフローの測定に際し、自己の信用リスクを反映しないこととしている (IFRS 17, par. BC197)。
- ・自己の信用リスクを反映するならば、事後測定に際し、自己の信用リスクに起因する履行価値の変動額の会計処理方法を明確にする必要がある (4.4を参照)。

また、非金融負債の公正価値測定を規定する米国基準をふまえれば、当初測定においては自己の信用リスクを反映し、事後測定においては自己の信用リスクの変動を反映しないことも考えられる²⁹⁾。

28) 負債プロジェクトの再公開草案に対するコメントには、IAS第37号の適用対象となる項目について信頼性を有するリスク調整額を算定することができない(資本コスト法やクオンタイル法は単一の義務に適用できない)という意見がみられた (IASB 2010c, par. 3.5.2)。

29) ASC 410-20「資産除去義務」は、時の経過に伴う資産除去義務の増加額について、当初測定時点の信用リスク調整済みのリスクフリー利率を用いて測定することとしている (ASC 410-20-35-5)。また、ASC 410-20は、割引前キャッ

シュフローの時期または金額の修正に伴う資産除去義務の増減額について、増加額については事後測定時点の信用リスク調整済みのリスクフリー利率を用いて測定し、減少額については当初測定時点の信用リスク調整済みのリスクフリー利率を用いて測定することとしている (ASC 410-20-35-8)。さらに、ASC 420「撤退または処分費用にかかる義務」は、将来期間にわたる見積キャッシュフローの時期または金額の修正に伴う負債の増減額について、当初測定時点の信用リスク調整済みのリスクフリー利率を用いて測定することとしている (ASC 420-10-35-1)。

5.4 利益額（用役を提供することによって履行する義務）

用役を提供することによって履行する義務について、企業自身が用役を提供することによって義務を履行するにもかかわらず、「自身が他者に代わり用役を提供することを引き受けること」をあえて想定し、利益額を加算する必然性はないともいえる。また、用役を提供することによって履行する義務が生じることによって、対価を受け取ることはない。そこで、利益額を加算すると、企業自身が義務を履行した時点において、利益を認識することとなる。当該利益は、仮定上の利益であり、認識すべきではないともいえる（IASB 2010a, par. BC20(a)）。

そこで、企業自身が用役を提供することによって義務を履行する場合、測定額に利益額を加算しないことが考えられる。このとき、履行価値は、企業にとっての履行原価となる。そうすると、測定額に含めるべき（予想）原価の範囲を明確にする必要がある。これについては、「不利な契約に関する部分改訂プロジェクト」の結論を援用し³⁰⁾、義務の履行に要する増分原価に加えて、義務の履行に要する他の直接関連する原価の配賦額を含めることとすればよいであろう³¹⁾。

VI おわりに

6.1 検討結果の要約

6.1.1 履行価値の適用

「企業自身が履行することによって決済される」というIAS第37号の適用対象となる項目が有する

特性に着目することにより、引当金の測定基礎として履行価値が適格的であるという結論が導かれた。あわせて、履行価値以外の測定基礎が、代替的な測定基礎とはならないことも確認された。また、当初測定と事後測定のいずれにおいても、履行価値を選択すればよい³²⁾。なお、履行価値の算定が不可能である項目は、ただちに偶発負債（測定の不確実性を有することにより引当金の認識要件を充足しない項目）に分類すればよい。

また、履行価値の適用は、現行IAS第37号が提示する測定原則の明確化に該当すると解される。そうすると、採るべき決済概念は、「現時点における決済概念」となる。これは、将来キャッシュアウトフローの見積りに影響を及ぼす解釈となる。

6.1.2 履行価値の算定

履行価値の算定に要する諸要素の取扱いを集約すれば、次のとおりである。修正測定基礎の適用をつうじたカスタマイズは、現実の基準設定において生じるであろう利害関係者の疑問や懸念を解消し、履行価値による引当金の測定の実行可能性を担保することに資する。

- ・将来キャッシュアウトフローの見積りには、期待値を用いる。ただし、特定の項目や特定の状況について、最頻値を用いるようカスタマイズすることもできる。
- ・現在価値計算を行う。事後測定においては、最新の利子率を用いる。
- ・キャッシュフローに固有の不確実性を受忍するために要する価格を反映することを目的と

30) IAS第37号を部分的に改訂する成案「不利な契約—契約の履行に要する原価」（2022年1月1日発効）は、IAS第37号に次のパラグラフ（68A）を追加することとした（IASB 2020d, par. 68A）。

契約の履行に要する原価は、契約と直接関連する原価から構成される。契約と直接関連する原価は、次の2つの要素から構成される。

- (a) 契約の履行に要する増分原価—例えば、直接労務費および直接材料費
- (b) 契約の履行と直接関連する他の原価の配賦額—例え

ば、契約の履行に用いる固定資産の減価償却費の配賦額

31) 引当金プロジェクトは、引当金の測定額に含めるべき原価の範囲について、「不利な契約に関する部分改訂プロジェクト」の結論を援用することによって明確にすることを予定している（IASB 2020c, par. 3.21）。

32) 当初測定と事後測定に適用する測定基礎が異なると、最初の事後測定において、測定基礎の変更に伴う損益が生じうる（IASB 2018, par. 6.4.8）。

- して、期待値による見積りを行う場合であっても、リスク調整を行う。ただし、リスク調整を行わないようカスタマイズすることもできる。
- ・自己の信用リスクを反映する。ただし、自己の信用リスクを当初測定から反映しないか、または事後測定において反映しないようカスタマイズすることもできる。
 - ・相手方に支払いを行うことによって履行する義務の測定額には、法的費用等の第三者への支払額を加算する。
 - ・将来事象の反映に際し、「十分な客観的証拠」の存在を問わない。
 - ・用役を提供することによって履行する義務について、企業自身が用役を提供することによって履行する場合、利益額を加算して測定する。ただし、利益額を加算せず、原価をもって測定するようカスタマイズすることもできる。

6.2 履行価値を適用することの利点

履行価値による測定は、現行IAS第37号と比べて、次の利点を有する。履行価値の算定に要する諸要素の取扱いが明確にされることにより、実務の多様化の解消に資する。

- ・現行IAS第37号は、測定原則と概念フレームワークが提示する特定の測定基礎との結び付きを明確にしていない³³⁾。これについて、履行価値という2018年概念フレームワークが提示する特定の測定基礎との結び付きが明確となり、測定原則の明確化に資する。
- ・現行IAS第37号は、単一の義務にかかる将来キャッシュアウトフローの見積りについて、最頻値が期待値に近似しない場合の取扱い

を明確にしていない(赤塚 2020b, p. 43を参照)。これについて、(原則として) 期待値を用いることが明確となる。

- ・現行IAS第37号は、リスク調整の正確な目的およびリスク調整を要する状況を明確にしている。これについて、リスク調整の目的を明確にする。また、期待値による見積りを行う場合であっても、(原則として) リスク調整を要することを明確にする。
- ・現行IAS第37号は、自己の信用リスクの取扱いを明確にしていない。これについて、(原則として) 自己の信用リスクを反映することを明確にする。
- ・履行価値の算定に要する諸要素の取扱い(カスタマイズを含む) について、概念フレームワークによって積極的な根拠を付与することができる。

6.3 拡大検討を要する課題

6.3.1 決済概念の変更

IAS第37号の適用対象となる項目が、企業自身が履行することによって決済されるという特性を有するならば、「最終的な決済概念」がより適合的であるともいえる(企業会計基準委員会2009, 第67項)。そこで、採るべき決済概念について、拡大検討を行う余地がある。なお、決済概念の変更は、測定原則の「変更」に該当する。また、決済概念の変更は、将来キャッシュアウトフローの見積りに影響を及ぼすものである。

6.3.2 新たに発現する類型の受入可能性

「現時点における決済概念」を採ることにより、

33) 2010年公表の概念フレームワークは、負債の測定基礎として、歴史的な原価、現在原価、決済価額、および現在価値を挙げている(IASB 2010d, par. 4.55)。IAS第37号は、これら4つの測定基礎との関係について言及していない。

34) パラグラフ38Aは、欠損となっている。なお、試案におけるパラグラフ番号の表記ミスと思われる箇所については、筆者が適宜修正を行った。

35) パラグラフ38については、軽微な修正にとどまっているため、割愛する。

将来キャッシュアウトフローの見積りに期待値を用いることが、原則的な取扱いとなる。ここで、引当金の認識要件として蓋然性要件を設定することが、2018年概念フレームワークと整合的な取扱いとなる(赤塚 2020b, pp. 135-137を参照)。そうすると、引当金の認識と測定をセットで考えると、2018年概念フレームワークを引当金会計に全面的に適用すれば、「認識に際し蓋然性要件を明示的に課したうえで、測定(将来キャッシュフローの見積り)に際し(原則として)期待値による見積りを行う」という、現行制度において採用されていない新たな類型が発現する。そこで、履行価値の適用に先がけて、当該類型の受入可能性についてひろくコンセンサスを得ることも必要となろう。

補遺 引当金プロジェクトによる 試案の概要

試案の構成

試案(パラグラフ36ないし52)の構成は、次のとおりである。

- ・測定原則(パラグラフ36)
- ・将来アウトフローの見積り(パラグラフ37, 37A, 37B, 38)
- ・将来アウトフローの変動可能性(パラグラフ38B³⁴⁾, 38C, 39, 40, 41)
- ・リスク調整(パラグラフ42, 43, 43A, 44)
- ・現在価値(パラグラフ45, 46, 47)
- ・将来事象(パラグラフ48, 49, 50)
- ・資産の予想処分利得(パラグラフ51, 52)

36) なお、後述するように、試案における実質的な変更が現行IAS第37号パラグラフ37の削除のみというのであれば、試案も「現時点における決済概念」を採用と解すべきであろう。

試案は、現行IAS第37号パラグラフ36ないし38について、次のとおり大幅な修正を行っている(IASB 2020c, par. 3.37)。

- ・測定原則を差し替える(試案パラグラフ36)。
- ・現行IAS第37号パラグラフ37を削除する。
- ・履行価値の算定に要する「将来アウトフローの見積り」および「将来アウトフローの変動可能性」の詳細を規定する(試案パラグラフ37, 37A, 37B, 38B, 38C)。

なお、リスク調整と現在価値計算に関する規定については、形式面の軽微な修正にとどまっている。また、将来事象と資産の予想処分利得に関する規定については、特段修正が行われていない。そこで、以下、測定原則(試案パラグラフ36)、将来アウトフローの見積り(試案パラグラフ37, 37A, 37B³⁵⁾、および将来アウトフローの変動可能性(試案パラグラフ38B, 38C)について言及する。

測定原則

試案パラグラフ36は、「企業は、現在の義務を履行することによって移転することが求められると予想される現金その他の経済的資源の現在価値によって、引当金を測定する。」(IASB 2020c, p. 45)という測定原則を提示している³⁶⁾。これは、2018年概念フレームワークの履行価値に関する記述(IASB 2018, par. 6.17)を基礎とするものである。

あわせて、試案パラグラフ36は、引当金の測定額に反映すべき要素として、次の4つの要素を提示している³⁷⁾(IASB 2020c, p. 45)。

- ・将来アウトフローの現在の見積り

37) これらは、2018年概念フレームワークにおける次の2つの前提を根拠として提示される(IASB 2018, par. 6.20: IASB 2020c, p. 45)。

- ・履行価値は、「キャッシュフローを基礎とした測定技法」を用いて間接的に算定する。
- ・履行価値は、企業に固有の観点から、公正価値を間接的に算定する際に用いる諸要素と同じ諸要素を反映する。

- ・将来アウトフローの不確実性に起因する将来アウトフローの変動可能性
- ・不確実性を受忍するために要する価格（リスク調整）
- ・貨幣の時間的価値の現在の評価

また、試案は、2018年概念フレームワークの記述と整合しないこと、および用役提供にかかる利益額を測定額に加算すべきと解される可能性があることから、現行IAS第37号パラグラフ37を削除することとした（IASB 2020c, p. 45）。これにより、「第三者への移転」を想定する必要がなくなる。ちなみに、パラグラフ37の削除は、実質的な変更を伴う唯一の修正事項とされる（IASB 2020b, par. 20(b)）。

将来アウトフローの見積り

試案パラグラフ37は、将来アウトフローの見積りについて、次の3つの要素の現在の見積りを反映することとしている（IASB 2020c, p. 46）。

- 企業が現在の義務を履行するために支払いを要する現金の額
- 企業が現在の義務を履行するために移転を要するその他の経済的資源（例えば財または用役）の原価または簿価
- 現金を支払うかまたはその他の経済的資源を移転する時期

これらのうち、(b) を明記したことが、試案の特徴である。試案パラグラフ37Aは、企業が所有する経済的資源を公正価値（例えば生物財）または減損処理後の額（例えば棚卸資産の回収可能価値）によって測定する場合に生じる測定のみスマッ

チを回避すべく、「企業がすでに経済的資源を所有し、かつ、それを財政状態計算書において原価とは異なる簿価によって認識している場合、将来アウトフローの見積りは、経済的資源の原価ではなく、簿価を反映する。」（IASB 2020c, p. 46）こととしている。

また、試案パラグラフ37Bは、測定額に含めるべき原価の範囲について、「不利な契約に関する部分改訂プロジェクト」の結論（注30および注31を参照）を援用する場合、「現在の義務を履行するために企業が移転を要する経済的資源が、企業自身が製造する財または企業自身が提供する用役である場合がある。このとき、経済的資源の原価は、財の製造・移転または用役の提供にかかる増分原価と、製造活動または用役を提供する活動と直接関連するその他の原価の規則的な配賦額から構成される。」（IASB 2020c, p. 46）としている。

将来アウトフローの変動可能性

試案パラグラフ38Bは、将来アウトフローの変動可能性について、次の3つの要素の変動を反映することとしている（IASB 2020c, p. 47）。

- ・企業が現在の義務を履行するために支払いを要する現金の額
- ・企業が現在の義務を履行するために移転を要するその他の経済的資源の原価
- ・現金を支払うかまたはその他の経済的資源を移転する時期

また、試案パラグラフ38Cは、次のとおり、自己の信用リスクの取扱いを明確にしている（IASB 2020c, p. 47）。自己の信用リスクの取扱いを明確にすることも、試案の特徴である。

- ・自己の信用リスクを反映する場合、引当金の測定額には、企業が現在の義務を履行しない可能性（自己の信用リスク）を反映する。
- ・自己の信用リスクを反映しない場合、引当金の測定額には、企業が現在の義務を履行しない可能性（自己の信用リスク）を反映しない³⁸⁾。

【付記】

本稿に関して、立教大学経済研究所主催「会計研究の最新動向に係るワークショップ」（2020年度第2回）にて、報告の機会を頂きました。各種調整を頂きました山田康裕先生（立教大学）をはじめ、ワークショップにご参加頂きました先生方に御礼申し上げます。なお、本稿における表記および解釈の誤り等に関する責任は、すべて筆者に帰属します。

参考文献

- FASB. 2020. *Accounting Standards Codification*.
- IASB. 2006. *Reconsidering the IAS 37 Measurement Principle*. Agenda Paper 8B.
- ————. 2009. *Credit Risk in Liability Measurement*. Staff Paper Accompanying DP/2009/2.
- ————. 2010a. *Measurement of Liabilities in IAS 37*. Exposure Draft.
- ————. 2010b. *Liabilities*. Working Draft.
- ————. 2010c. *Comment Letter Summary—Main Issues*. Staff Paper 7 (Appendix A).
- ————. 2010d. *The Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- ————. 2013. *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*. Discussion Paper DP/2013/1.
- ————. 2015a. *Implications of Conceptual Framework Proposals*. Staff Paper 14C.

- ————. 2015b. *Conceptual Framework for Financial Reporting*. Exposure Draft ED/2015/3.
- ————. 2018. *Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- ————. 2019. *Provisions*. Agenda Paper 6. ASAF Meeting, 1 April 2019.
- ————. 2020a. *The Annotated Issued IFRS® Standards—Standards Issued at 1 January 2020*.
- ————. 2020b. *Project Proposal*. Provisions. Staff Paper 22.
- ————. 2020c. *Research Summary*. Provisions. Staff Paper 22A.
- ————. 2020d. *Onerous Contracts—Cost of Fulfilling a Contract*. Amendments to IAS 37.
- IFRS-IC. 2011. *IFRIC Update*. March 2011.
- IFRS財団編、企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳. 2020. 『IFRS®基準2020〈注釈付き〉』中央経済社.
- 赤塚尚之. 2014. 「非金融負債の確率的測定—将来キャッシュアウトフローの見積りにおける最頻値、中央値、期待値の選択問題—」『滋賀大学経済学部研究年報』（21）：pp. 67-90.
- ————. 2017. 『IAS第37号改訂プロジェクトの軌跡「2005年草案」から「2010年作業草案」まで』滋賀大学経済学部研究叢書第50号.
- ————. 2019a. 「IASB『2018年概念フレームワーク』と引当金会計(3)—「履行価値」による測定—」滋賀大学経済学部 Working Paper No. 281.
- ————. 2019b. 「IASB『引当金プロジェクト』の論点詳解」『滋賀大学経済学部研究年報』（26）：pp. 121-148.
- ————. 2020a. 「作業草案「負債」公表以降のIASB負債プロジェクトについて—コメントレターの分析、プロジェクトの方向性、認識要件の再検討—」『武蔵大学論集』67(1・2・3・4)：pp. 81-112.
- ————. 2020b. 『IASB「2018年概念フレームワーク」と引当金会計 概念レベル・基準レベルの予備的検討』滋賀大学経済学部研究叢書第53号.
- 大澤美幸. 2020. 「『引当金』プロジェクトの最新の動向」『週刊経営財務』(3451)：pp. 28-34.
- 企業会計基準委員会. 2009. 「引当金に関する論点の整理」.

38) 引当金プロジェクトは、次の利害関係者（財務諸表利用者）の意見に基づき（IASB 2020c, par. 3.28）、自己の信用リスクを反映しないことを提案する可能性が高いと予想される。

- ・自己の信用リスクを反映すると、比較可能性が低下する。
- ・自己の信用リスクを反映すると、企業の信用状況が悪化した場合、引当金額が減少することに伴い評価益（利得）を

認識するという、直観に反する結果（パラドクス）が生じる。

- ・自己の信用リスクを反映すると、ボラティリティが生じる。
- ・継続企業であることを前提とすれば、自己の信用リスクに関する情報は有用ではない。

Naoyuki Akatsuka

This paper attempts to apply “fulfillment value” to the measurement of Provisions, which lies within the scope of IAS 37 *Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*. Fulfilment value is one of the measurement bases for liabilities introduced by the IASB’s *Conceptual Framework for Financial Reporting* issued in March 2018. Although the IASB will not consider this matter in its Provisions project, applying fulfilment value to the measurement of Provisions has some merit. For example, its application contributes to clarifying the measurement principle in IAS 37 and also to resolving the diversity of accounting practices for Provisions.

Fulfilment value is the only applicable measurement basis for Provisions, mainly because entities tend to settle their Provisions by fulfilling the obligations themselves. In other words, entities do not have the practical ability to transfer the obligations to another party or to negotiate their release with the counterparty. Other measurement bases introduced by the IASB’s *Conceptual Framework*, namely, historical cost, current cost, and fair value, are not applicable for various reasons.

Applying fulfilment value can be interpreted not as “change” but as “clarification” of the measurement principle prescribed by the existing IAS 37. If so, it follows that IAS 37 ongoingly adopts the “current settlement notion” rather than the “ultimate settlement notion”. This interpretation effectively decides on how to estimate future cash outflows (i.e. using expected value).

Fulfilment value cannot be observed directly and is estimated using cash-flow-based measurement techniques. Fulfilment value also reflects following factors from an entity-specific perspective:

- (a) estimates of future cash outflows.
- (b) possible variations in the estimated amount or timing of future cash outflows for the liability being measured, caused by the uncertainty inherent in the cash outflows.
- (c) the time value of money.
- (d) the price for bearing the uncertainty inherent in the cash outflows (a risk premium or risk discount).

This paper strives to clarify how to treat these factors at a conceptual level (i.e. purely consistent treatment for the Conceptual Framework) in order to estimate the fulfilment value of Provisions. Furthermore, it tries to clarify how to customise these factors at a standard level (i.e. applying a “modified measurement basis” permitted by the Conceptual Framework). Applying a modified measurement basis (e.g. customising not to reflect one’s own credit risk) will contribute to mitigating the concerns of users, preparers, and auditors of financial statements, and enhance the feasibility of applying fulfilment value to the measurement of Provisions.

Keywords: Provisions, fulfilment value, current settlement notion, cash-flow-based measurement techniques, modified measurement basis

JEL Classification Codes: M41